

約款

本約款は、株式会社日比谷花壇（以下、当社といいます）がお客様との間でフラワーサービス（以下、各種サービスといいます）についての契約を締結するにあたり、これらのサービスが相互信頼の下で円滑に提供されることを目的として作成されたものです。大切な内容を含みますので、必ず契約締結前にお読みいただき、ご不明な点があればお気軽にお問い合わせください。

第1条【契約の成立と骨子】

- フラワーサービス（以下、本章においては当サービスといいます）とは、ご指名を受けたフローリストがお客様のご要望を基にご指定の場所における生花や花木（以下、生花等といいます）を用いた装飾のデザイン業務またはブーケ等のデザイン業務を提供し、当社がその装飾施行を施すことを内容としたものです。なお、当サービスは①フローリスト指名料と②装飾施工料の双方をご依頼いただくことを原則としております。
- 当サービスについての契約は、お客様が署名した申込書による申し込みに対して当社が承諾した時点、または当社が指定する契約書（電子データを含みます）を相互に取り交わした時点で成立するものとし、当社は契約成立後に当サービスの提供を開始します。
- 当サービスにおいては以下①②の金額を合計した料金が発生します。

①フローリスト指名料			
	ミドル フローリスト	トップ フローリスト	エグゼクティブ フローリスト
空間装飾	33,000 円（税込）	55,000 円（税込）	110,000 円（税込）
ウェディングブーケ	5,500 円（税込）	11,000 円（税込）	22,000 円（税込）
ウェルカム装飾	5,500 円（税込）	11,000 円（税込）	22,000 円（税込）
花束（ギフト）	税込価格の 10%	税込価格の 10%	税込価格の 10%
アレンジメント（ギフト）	税込価格の 10%	税込価格の 10%	税込価格の 10%
②装飾施行料			
別途見積参照			

第2条【注意点】

各種サービスは生花等を使用するためお客様ご指定の場所の温度や湿気等により状態が変化する性質を有する点、および会場照明等の外部環境によりお客様がイメージされていた生花等の色彩が表現しきれない場合があります。これらの場合において当社は一切の責任を負いませんので予めご了承下さいますようお願いいたします。

第3条【お打ち合わせ】

当社は可能な限りお客様がイメージされる空間の装飾またはブーケを納品できるように、当サービスにするお打ち合わせを下記条件にて行います。なお、フローリストとのお打ち合わせに関する日程調整やご質問等は当社が指定する方法を遵守して下さいますようお願いいたします。

- 回数：原則2回まで
- 時間：1回3時間以内
- 場所：当社の指定する場所またはオンラインでのお打ち合わせ

なお、当社と提携している施設様で装飾施行を施す場合は、提携施設様の取り決めを優先させていただく場合がございます。変更が発生した場合は、提携施設様の取り決めを、別途ご提示させていただきます。

第4条【交通費および経費の取り扱い】

- 本契約に基づく各種サービスに関する打ち合わせは、原則として当社の指定する場所またはオンラインで実施するものとし、当社が交通費（燃料費を含みます）を負担した場合は、実費をお客様にご負担いただきます。また、宿泊が発生する場合は、宿泊費として1泊につき金1万円（税別）をご負担いただきます。
- 配送費用実費は別途お客様にご負担をいただいております。自社配送及び外部宅配業者配送の場合があり、どちらの場合であってもサイズによって料金が異なりますので予めご了承ください。

なお、当社と提携している施設様で装飾施行を施す場合は、提携施設様の取り決めを優先させていただく場合がございます。変更が発生した場合は、提携施設様の取り決めを、別途ご提示させていただきます。

第5条【フラワーサービスの支払い】

- 当社は、フラワーサービスに係る料金及び交通費並びに配送費等の費用を確定し、適宜請求書を発行しお客様にお渡しいたします。
- お客様は、前項の請求書に従い施行日の2週間前までに、別途当社が指定する金融機関口座に振り込む方法でお支払いください。なお振込手数料はお客様にてご負担をお願いいたします。また、クレジットカードでのお支払いも可能です。
- 施行日当日に発生した追加料金については、当社より改めて請求書を発行いたしますので、指定の期日までに前項の方法をもってお支払いください。なお、金融機関口座へ振り込む方法の場合は、振込手数料はお客様にてご負担をお願いいたします。

なお、当社と提携している施設様で装飾施行を施す場合は、提携施設様の取り決めに優先させていただく場合がございます。
変更が発生した場合は、提携施設様の取り決めに、別途ご提示させていただきます。

第6条【お客様による解約・日程変更】

契約成立後にお客様の都合で解約された場合は、解約のタイミングに則して、以下の料金を解約料としてお支払いいただきます。キャンセル確定日は、お客様または施設様からご連絡を頂戴した時点になりますので、また、日程変更（コロナ禍を原因とする日程変更含みます）につきましても、一度解約された上で改めてお申し込みいただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

施行日の 15 日以上前	発生いたしません（一部、特別商品・希少花材は除く）※
施行日の 14 日前から 8 日前まで	装花受注金額（税込）の 50%額
施行日の 7 日前から 5 日前まで	装花受注金額（税込）の 70%額
施行日の 4 日前から当日	装花受注金額（税込）の 100%額

※特別商品・希少花材とは、お客様からご注文を受け 15 日以前に制作もしくは発注しないとご用意できない商品や花材となります。別途、受注ベースで随時キャンセルタームをご提示いたします。

第7条【当社による解約】

当社は、以下の場合には、お客様との契約を自らの判断により解約させていただきます。

- ① お客様が指定暴力団・暴力団員・暴力団関係団体等いわゆる反社会的勢力の関係者であることが判明した場合、その他法令および公序良俗違反のおそれがある場合
 - ② 他のお客様に迷惑のかかるおそれがある場合
 - ③ 天災または経営不振その他、当社の責に帰すことのできない理由により婚礼会場が使用できない場合
- なお、上記の場合における解約によりお客様に損害が発生したとしても、当社はその損害の賠償は致しかねますので予めご了承ください。また、①および②の場合は、お客様には所定の解約料をご負担いただきます。③の場合は、お申込金全額を返金いたします。

第8条【第三者委託】

当社は本契約に基づく各種サービスを提供するにあたり、任意に第三者に一部業務を再委託することができるものとします。

第9条【損害賠償】

当社は、自らの故意または重過失によってお客様に損害を与えた場合には、その損害を賠償いたします。ただし、賠償額の上限はフローリスト指名料及び装飾施行料の見積額の合計金額を上限とさせていただきます。

第10条【禁止事項】

以下記載の各項目に関しましては、禁止されておりますのでご遠慮下さいますようお願いいたします。

- ① 発火または引火性の物品のお持ち込み
- ② 各種サービスの提供に使用した什器装飾等のお持ち帰り
- ③ お客様ご指定の場所以外での各種サービスのデザインおよび納品物の使用

第11条【個人情報の取り扱い】

お客様の個人情報は当社によって厳重かつ適正に管理いたします。また、以下の目的以外には利用いたしません。

- ① サービスの提供に関するお客様への各種ご連絡および新商品プラン、イベントなどのお知らせ
- ② サービスの提供に必要な範囲での花業者など指定業者との連絡、協議（本号の限りにおいて指定業者に必要な個人情報を開示します）
- ③ 事前にお客様の同意を得た上での、雑誌その他広告媒体への写真、映像、お名前および年齢等の掲載
- ④ 警察、税務署、裁判所などの公的機関からの法令に基づく権限の行使による開示請求への対応

第12条【本申込書兼約款の取り扱い】

本申込書兼約款の原本は当社が一旦保管し、当社は後日写し（PDF 等電子データも含みます。）をお客様にご提出いたします。